

# Renewal!

**スタンダード合格テキスト** Wセミナー／司法書士講座 編 早稲田経営出版

2色刷りになって、  
より使いやすくなりました!

基礎講座（主要4科目編）（マイナー科目編）で使用する「スタンダード合格テキスト」は、司法書士試験全科目の基礎知識を習得するテキストです。初めて法律を学習する人でも、法律の体系や基本知識がしっかりと身につくようにコンパクトにまとめています。

特長1 法律論点を視覚的に理解できる!

ケーススタディが豊富に設けられ、具体例が示されているので、法律論点を具体的・視覚的に理解でき、知識の定着を促します。

特長2 学習に必要な情報が満載!

重要条文はもれなく掲載されており、その都度、六法にあたる手間を省くことができます。また、本試験の出題履歴も表示されており、重要な箇所の把握に大いに役立ちます。

### 特長3 ➤ 学習しやすいレイアウト!

行間や余白が広いため書き込みがしやすく、情報をこのテキスト一冊に集約できます。また、細かな項目分けがなされているため飽きずにスラスラ読み進むことができます。



※表紙デザインは変更となる場合がございます。

## ► Topics 方向感!

何を学習するのか、どこが重要かを明らかにすることで、学習の目的や方向性を明確にすることができます。

第4章 法律行為

## 第4章 法律行為

**【要点】**この時は、契約の内容によっては少し分かりにくいかもしれません。しかし、契約書の具体的な語を覚えて上手に説明もあっておなじみではないでしょうか。

この事項なので、どこかで説いていただけます。

### 【ケーススタディ】

△ AとBは、Aの所有する自転車をBに100万円で売る契約をした。

この契約によって、どのような法的効果が生ずるか。

```

    graph LR
        S1["売る"] <--> S2["買う"]
    
```

### 1 法律効果、法律要件、法律事実

売買契約がされると、その物の所有者は売主から買主に移転する（買主が所有者となる）。

また、買主は売主に対して「物を引渡してくれ」と請求することができる。反対に売主は買主に対して「代金を払ってくれ」と請求することができる。

少し詳しくみると、

売買契約という法律（**法律要件**）が整えられ、引渡しを請求できる・代金を請求できるといい効果（**法律効果**）が発生する。

そして、売買という法律要件をもう少し分解すると

#### (売買)

**第555条** 買賣は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを以し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

66

### ►重要条文 効率化!

法律を学習する上で条文をチェックすることは欠かせませんが、本書では重要条文が引用されているので、六法を引く手間を省くことができます。

認められるべきである。

➡ 民法で一応規定をしておくけれど、これと異なる定めをしていいのですよ、ということ。

【例】賃貸物の修繕をすべき者を賃貸人はなくて賃借人とする合意は有効。  
【例】賃料の支払い期間について、毎月末に「毎月分を」支払うという特約を設けた。

**+ アルファ**

**任業規制と異なる慣習**

任業規制と共に異なる慣習がある場合に、法律行為の当事者がその慣習による意思を有していると認められるときは、その慣習に従う（民法92条）。

(4) 社会的妥当性

**(公序良俗)**

**第90条** 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

① 意義  
法律行為の目的が反社会的といえるものである場合は、その行為は無効となる。

**西田** 個人の風習はなるべく尊重されるべきであるが、社会秩序や一般的の道徳観念に反するような行為について法律的に認めるわけにはいかない。

**○ 読解説明**

「公の秩序は善の風俗」は、**公序良俗**といわれる。

② 公の秩序違反の具体例

- 不良賃貸などの人倫に反する行為。
- 飼育獣の不適格飼育などの家族的な風俗に反する行為。
- 人を殺すことを依頼する契約のように刑法上罰せられる行為。贈与も同様。

等々。

▶プラスアルファ  満足感!

適宜、プラスアルファとして、補足的な知識や応用的な内容が盛り込まれているため、中・上級者の方が読んでも満足する構成となっています。

### 第三回 債務不履行

金銭以外のものを約束した場合には、遅延に関する規則が準用される。

② 民法は、遅延を損害賠償の予期と規定している(民§420)。

したがって、遅延金と別途に損害賠償の請求をすることはできない。また、遅延金を支払ったことによって本来の債務を完済することはできない。ともう、遅延金を支払ったから、債権者は、別途の訴訟をあけて、遅延金の下請をすることもできる。

#### アラブフ

遅延の場合は、契約違反に対する抗議として加えられる金銭の給付であり、損害賠償とは異なるものであるから、遅延の額の給付があつても、なお本来の損害賠償を請求することができる。

### 8 金銭債務に関する特則

#### (金銭債務の特則)

第419条は、金銭交付を目的とする債権の不履行については、その損害賠償の額、法定利率によって算出し、ただし、法律上の法定利率を超えるときは、裁判所が判断する。

2 選択的損害賠償については、債権者は、損害の明示することをしない。

3 第1項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁をすることができる。

民法419条は、金銭の万能性的作用と、権利の確定性に基づいて、金銭債務の不履行に対して以下の特則を定めている。

#### (1) 事件に関する特則

① 債権者は、損害の証明をすることを要しない(民§419Ⅱ)。

債務不履行による損害賠償を請求するには損害の発生および損害額を証明しなければならないという原則に対する例外である。

② 債務者は、不可抗力をもって抗弁をすることができない(同上)。

これは、債務不履行による損害賠償責任は、債務者の責めに帰すべき事由に起つくことを要するという原則に対する例外である。

したがって、金銭債務については、履行不能はありません。常に履行選択となる。

287

▶ケーススタディ  臨場感!

具体的な事例や図を用いることによって、複雑な権利関係や法律論点を分かりやすく解説しています。質問形式で始まるため、まるで講義を受けているかのような臨場感を味わいながら読み進めることができます。

►重要  明確化!

学習するうえで必ずマスターしておきたい箇所を、「重要」として表示しているため、学習のメリハリをつけることができます。また、復習の際に重要なポイントを確実に確認するのも効果的です。

▶過去問表記  リアル感!

過去に本試験で出題された論点には、出題履歴を表示しました。試験対策が必要な箇所を把握することができ、過去問にあたる際にも威力を発揮します。「H15-17」は、平成15年度本試験詰式試験（午前の部）の第17問で出題されたことを示しています。